

関西農業史研究会報

No.25. 1982.7.16

第43回例会 1982.6.5 (出席者14名)

飯沼二郎氏「明治初年の農具図説」

►明治初年に各府県が作製された農具図が、現在残っているのは、
(1)福岡県農務誌(明治11年, 福岡県農試, 九大農営部), (2)長崎
県管内農具図(現在の佐賀県を含む, 明治13年, 長崎県農試),
(3)島根県内農具図解(現在の鳥取県を含む, 明治14年, 島根大),
(4)山城丹波農具図, (5)和歌山県日高郡農具絵図, 同面牟婁郡農
具絵図, (6)広島県下農具絵図, (7)農具解説群馬県(以上5冊, 岩
瀬文庫, 日本常民文化研, 木下忠氏の推定によれば明治13年),
(8)東京府下郡部農具図, 草原郡, 南葛飾郡, 南豊島郡, 北豊島郡,
東多摩郡, 南足立郡(以上6冊, 国会図書館, 年不詳), (9)岐阜
県農具絵図(10幅, 岐阜県立歴史資料館, 年不詳), (10)愛知県北
設楽郡農具器械調査(武方面, 同郡五部署内, 同郡第一部署, 同
郡本郷村(以上5冊, 愛知県北設楽郡東栄町三ツ瀬, 原田清旧藏,
原本なし, 明治13年), (11)大阪府農具調査書(大阪府立図書館, 木
下氏の推定によれば明治14年以前), (12)明治5年福島県管内郡村

農具図(福島県立図書館), (13)千葉県農具図(東京国立博物館),
の13府県である。

▶ 以上のほか、明治後期のものになるが明治38, 9年頃つくられた神奈川県下五町村のもの(神奈川県農試), および明治41年の宮城県『鋤之図鑑』(宮城県農試)が知られている。千葉県のものは未見であるが、おそらく明治14年前後のものとみられる。木下氏は、これら明治初年の農具図の作製年代について、「管見にのぼる農具絵図が、関東、中部、近畿、中国、九州と部分的ではあるが、全国的に残存することと相まって、これらが国の機関、恐らくは明治13年(調査依頼文書の発送は明治12年の後半の可能性が高い)であれば、当時の内務省勧農局(農商務省は明治14年に設置)の手による全国的な調査、作製されたものであると推測される」と記しておられる(『ふる山赤』3巻3号, 1982年3月)。

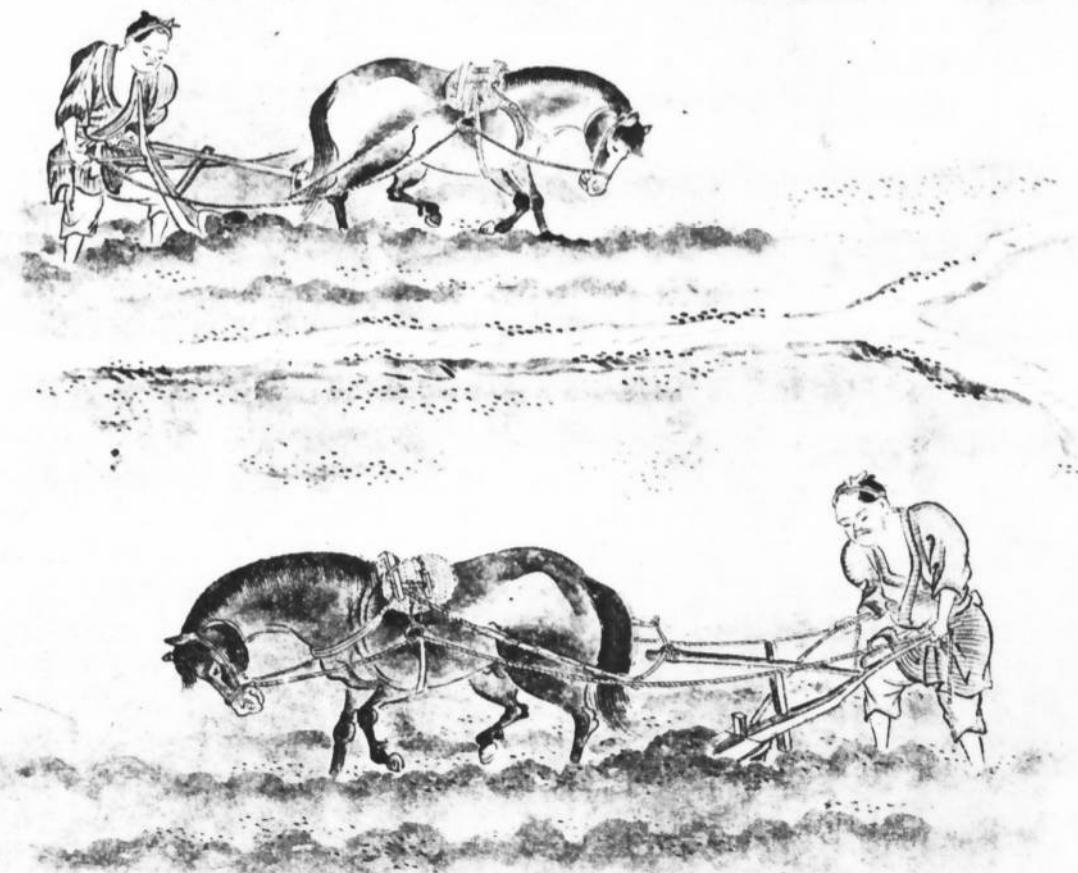
▶ しかし、例の『明治前期勧農事蹟韓錄』にも、この全国農具調査のこととは記されておらず、果してこのように推定できるかどうか、私には疑問が残る。木下氏の未見の上記(1)福岡県農務誌は、すでに明治11年に、おそらく福岡県が独自に行なったものであり、(3)島根県内農具図解は、明治14年に東京で開催された第2回国勧業博覽会に出品するため、調査・作製されたものである。今後の研究を要するであろう。

▶福岡県などは、何故このように全国にさきがけて農具図の調査・作製が行われたのであろうか。それは基本的に、当時の福岡地方の農業の先進性に対する県当局の認識（あるいは自信といつてもいいが）に基づくものであろう。その『農務誌』の巻頭に、苗代、田植から収穫、調整までに至る稲作の一貫した作業過程が図示されていながら、それは同じ福岡地方で元禄10年に出版された近世農書の白眉『農業全書』の巻頭に掲げられた農事図を想起せしめる。明治初年以来、ほとんど日本農業の実情を無視して導入された西洋農学に対する反省が、このような福岡地方において、全国にさきがけて行われたとしても当然とさえられる。

▶これら明治初年の各府県の農具図を相互に比較・検討してみるとことは、非常に興味がある。今までども、鐵以外の地方的な差異のあることはよく知られていたが、これらの農具図によれば鐵以外の農具にも、地方差の大きいものと小さいものとがあることがわかる。その理由を考えてみることは、近世における農具の性格を考える上に重要である。また、一人なる地方差以上に、他地方には見られない特殊な農具があることを興味がある（たとえば、福岡・長崎・佐賀地方の官兵工、蛇ヘラ犁、籬不陰、大阪地方の底ぬけたんご、棉引き、棉干台など）。これらを通して、近世ないし明治初年ににおける農業生産力の全国的比較にまご考察を発展させるここともまた可能である。明治初年の府県の農具図は今後も発見される可能性がある。

[討論要旨]

討論は福岡農法の評価をめぐって活発に行なわれた。①犁12つ11
乙。無床犁・短床犁と長床犁との比較。その際には、耕盤作付が
一つのポイントとなる。これは地下水位や用水量といった水利条件
と、透水性といった土壤条件等に規定される。二つめは深耕である。
深耕を要する30t/haの多肥化水準にあるかどうか。三つめ
は農民にとっての便りやすさ。②福岡農法の成立過程、普及過
程について。成立12つ11では、以前と最後の地域差、日本や朝鮮
との關係はどう考えるか。普及12つ11では、全国各地の在地レベ
ルでどれくらひ普及したか、備中銀による深耕率が問題となる。



「夜の博多で……」

江藤彰彦

►「焼酎と共に歩んご30年」とか「夜の博多で」とい、たて〜で
良いから何か書けといふ編集者の命を受けて原稿用紙に向って
みたが、との道の修練が未だ十分でないためか、筆が進まない。
そこで、関西とは色々な意味で異質な九州の片隅と考えてみると
とを書いてみるとこと121回。

►福岡藩では慶応3年9月12、土地の売買・賃入をめぐる多発
する紛争を処理するため12一つの定書が出された。この定書は、
大筋では土地の売買・賃入の形式を整備し、近代的な土地所有権
を確立してゆこうとする政策的意図を強く持ったものといえるの
だが、同時にそれまでの土地支配慣行を否定的な形で示すもの
もある。この定書によって禁止されたのは、売買・賃入契約成立
後何年を経過しても、元本を返済することによって土地
を受返すことができるという本物返し形態での売買・賃入である。
しかし、新規の契約を築するだけではなく、既存の本物返し契
約の整理を求めており、契約後30年を経過したものは12つには
5年以内に、契約後30年未満のものは2年以内に証文の文言に従
って受返し、猶予期間経過後は一切の受返しを認めないと、定書
は命じているのである。

►更に、但書では契約成立後100年を経過してある場合でも、土地
を実勢価格で受返すことを認めており、この点は特に注意を引く。

土地の売買・賃入後すぐに100年を経過していくと、その契約が受け返しの効力を失ふ舞っていなければならないということは、定書が出来られる以前の当地方では、土地の売買・賃入が行われたとしても、本物返し形態でのそれが多く、したがって土地が受返される可能性が非常に高かることを意味している。当地で18世紀後半から本格的に進行してゆく土地集積によって獲得された土地所有権の実態は、オーナー受返される可能性を含んでいる点が不安定なものであるといえよう。

►しかしこうした土地所有権の不安定性は、売買・賃入によって土地を獲得した地主の収取の内容にも表われている。例えば地主家の帳簿を分析してみると、賃入後に別小作に付された土地であっても、その土地の契約小作料から年貢と、賃入され地の元本の利子相当分にあたる地主取分を引いて、更にもし余りが生じた場合には、これを賃入主に戻して例などをみるとことができる。地主の取分が(契約小作料一年貢)としてではなく、(売買・賃入の額の元本×利子率)として決定されている事がここにみられる。つまり、たとえ売買という形式をとった上で獲得された土地所有権であるとも、绝对的な使用・収益の権利を備えたものではなく、その土地に付する収取権は利子率によつて規定されていたといえる。では何故にそういう構造を持つ土地所有権が成立したのかという問題を明らかにするのが次の課題となるのだが、そもそもここでは土地所有権といつても單一的な性格のものではなく、地域的な差異が存在していくので



はないかという点を強調しておきたい。

▶反対し筆者の立場は、単に土地所有権の地域的な差異をその不稳定性という側面から明らかにする点だけあるのではない、土地所有権の地域的な差異というならば、各地の小作慣行の中に、不稳定性を含んだ土地所有権を見出すことができる。

▶これまでこうした事例は、新田開発・荒地の再開発・普通小作の長期化といった“特殊な条件の上に成立するもの”とされてきた。これに対して、筆者はこうして不稳定性を持つ土地所有権は、何を除く小作の原因としている特殊な条件の上にのみ成立するものではなく、農民的な土地支配慣行が制定法の存在にもかかわらず色濃く残っている地域で見られるものであり、だとすればこうした慣行を成立させている社会経済的な条件は何かという点に重きを置いているのである。

▶もしくはまだ述べてきたような意味での土地所有権の差異を確認することができるとすれば、農業経営の性格等の問題より具体的に考える一つの手掛りとなるのではないかだろうか。例えば地主手作経営の限界経営規模の問題にして、地域によっては常備管理の困難性・収益性という要因だけではなく、土地所有権が不安定な耕地では安定した経営が行えないため、おひずと門田的耕地の範囲以上に経営が拡大しなかったという可能性をも検討する必要が感じてくるのである。

案(2) 今朝は九州の山林について“夜の移動”という意味の内容を書いたので、お詫びします。いつもお詫びします。遠くへうつて研究会、二次会の席せいでお詫びします。